

松教学字第 902 号
令和7年1月 15 日

松戸市学区審議会
会長 恩田 忠治 様

松戸市教育委員会
教育長 波田 寿一



令和7年度市立小学校通学区域の変更について(諮問)

松戸市学区審議会条例第1条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

- (1) 知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴い学区の変更を行う。

ア 知的障害特別支援学級2校の新設

・馬橋北小学校

変更前

指定校	通学区域
馬橋小学校	1)馬橋小学校 2)馬橋北小学校

変更後

指定校	通学区域
馬橋小学校	馬橋小学校
馬橋北小学校	馬橋北小学校

・殿平賀小学校

変更前

指定校	通学区域
小金北小学校	1)小金北小学校 2)殿平賀小学校

変更後

指定校	通学区域
小金北小学校	小金北小学校
殿平賀小学校	殿平賀小学校

イ 自閉症・情緒障害特別支援学級1校の新設

・矢切小学校

松戸市立小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域は全域

- (2) 松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程に記載のない新住所等の学区の変更について

2 諮問理由

- (1) 松戸市の「特別支援教育」では、個々の教育的ニーズに対応できるよう個別の指導計画を作成して、保護者との連携をとりながら一人一人に応じたきめ細かな指導を実施し、「自立と社会参加」を目指して児童生徒の基礎基本の定着と社会性の向上を図っております。

特別支援の必要な児童の増加に伴い、児童の通学の負担を減らし、地域の学校でより安心・安全に通学できるよう、計画的に新設を進めていく必要があります。

そこで、令和7年度、新たに小学校2校で知的障害特別支援学級、小学校1校で自閉症・情緒障害特別支援学級の開設を計画いたしました。

以上のことから、小学校3校の新規開設に伴い、通学区域を変更することについて検討していただきたく諮問いたします。

- (2) 松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程において、住所設定がない新住所地等について、別紙資料のとおり規程の整備を行うとともに新たに規程に追加することについて検討していただきたく諮問いたします。